【ABC 消費者情報 Vol. 5】

■自然災害に便乗した悪質商法にご注意

過去の台風、地震などの災害時に、被災地以外の場所でも、それに便乗した悪質商法や 義援金詐欺が多数発生していますのでご注意ください。

■便乗商法の例

- 〇公的機関ではないのに、公的機関を思わせる名称で「家屋の耐震診断をします」チラシ 広告を配布して勧誘する。
- 〇「ボランティアで、損傷した屋根にブルーシートをかけている」と言って訪問し、その後「応急処置が必要な箇所がある」「ブルーシートをかけるより、今すぐ補修をしたほうがいい」と不安を煽り契約を急がせる。
- 〇「被災地に送るためにボランティアで古い布団を集めている」と訪問し、布団を寄付した人に「いい布団なので、もったいない。打ち直しをしたほうがいい」と高額な布団のリフォームを勧誘する。

■義援金詐欺の例

〇日本赤十字社や中央共同募金会の名を騙り、担当者個人と称する銀行口座に義援金を振り込む依頼のハガキや電子メールを送りつける。

■アドバイス

過去の台風、地震などの災害時に、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。今回の災害に際しても、便乗した悪質な商法には十分注意してください。公的機関であるように見せかけたり、ボランティアや無料点検を装っている場合もありますので、ご注意ください。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、確かな団体を通して送るようにしてください。振込口座がその確かな団体の正規のものであることも確認してください。 困ったときはすぐに消費生活センターへご相談ください。

また、このような業者が地域を巡回している場合は、地域における見守りが被害の未然 防止につながります。日頃から、地域での声かけを行うことも、高齢者の被害防止のため には大切です。

> 【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター 〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31 電話 099-258-3611